

# 和製新漢語の成立における和習・和訳の影響

——「理由」を例として

鄒 文 君

## 一 はじめに

近代新漢語は、その成立によって「中国語から直接借りる」「中国古典語を用いて外来概念に当てる」「日本人の独自の漢字意識で外来概念に当てる」のように、三種類に分けられる。漢語「理由」については、以前の考察で、一八七六（明治九）年に出版された『いろは布告字引』（岡三慶編、積玉堂）に収録され、明治初期の布告に用いられていることが判明した。それに対して、漢籍には出典が見当たらず、中国語の比較的古い用例として『上撰政王書』（康有為、一九〇八）に「今若不詳述先帝所以特擢世凱之理由」とあるが、上記の『いろは布告字引』より三十年以上も遅れているため、中国語の転義・借用でもなく、日本で作り出された漢語、いわゆる「和製漢語」の類に属するものとみられる。

高野繁男（二〇〇四）は、「理由」の語構成について、日本人の思考様式によるものとしている。『日本国語大辞典』によると、「理由」は字音語素「理」と「由」の両方とも「わけ」の意を表

すことができる。そのため、類義語素の並列による造語とされている。しかし、古代中国にはそのような造語が現れなかった。日本人の独自の漢字意識による造語とはいえず、「理」と「由」を結合させる発想がどこからきたのか、という疑問が残っている。

以前の考察で、日本の古文書・古記録に語レベルではない「理由」の字面が存在することが判明した。これらの古文書・古記録は変体漢文体で書かれたものがほとんどである。漢籍にめつたにない「理由」の字面が日本の変体漢文に現れているというのは、偶然ではなく、日本独特の語彙・文法・語序・用字法、いわゆる「和習」を含む変体漢文の性格に関わっていると考えられる。とりわけ、「由」の字には中国古典の文章における本来の用法から逸脱した形式名詞の用法があるため、「修理由」「有道理由」など、正規の漢文にはありえない表現も見られる。変体漢文体の文章は、平安以降、公文書や公家日記に広く用いられ、明治初期まで、ながらく公文書の文章様式として書き継がれた。これに対して、「理由」が語として現れた布告などの明治初期の公文書は、ほとんど漢文訓読体で書かれたものである。その「理由」の成立について、

従来の変体漢文に現れた「理由」の字面と関係があるかどうか、和習の影響があるかどうか、未だに不明な点が多い。

一方、明治十年代以降、「理由」が外国語の和訳にも多用されている。『哲学字彙』（一八八一）に「rationale 理由」とあり、

『改訂増補 和英英和語林集成』第三版（一八八六）には「Riyu 理由（wake） reason, cause, motive」とある。高野（二〇〇四）によると、『百科全書』の資料二つ以上に跨る訳語語彙にも含まれていて、根拠の意を表す英語「ground」の訳語として用いられている。厳密に言うると、「理由」は、外来概念に当てるための新造語ではなく、既存の和製漢語を用いて外来概念に当てたものである。このような和製漢語がいかに和訳に導入されたかについては、興味深く思われるところである。また、「reason」や「rationale」の意味的機能を果たすための語素「理」「由」の働き、「理由」の内部構造に起きた変化などについても、分析を行う必要がある。

したがって、本稿では、和製漢語「理由」の成立をめぐる疑問点を明らかにするために、語形成や意味の面で考察し、その成立における和習・和訳の影響について論じていく。

## 二 和製新漢語「理由」について

### 2. 1 漢語として

前記の通り、明治九年に出版された『いろは布告字引』には「理由」が収録されている。『いろは布告字引』は、収録された語彙に、音読みを示す右訓と訓読みを示す左訓の二種類のフリガ

ナを振り、それに意味を説明するための「講釈」を付けるというスタイルである。「理由」の場合は、右訓に「りゆ」とあって、左訓に「わけ」とあり、「講釈」として「シサイ（子細・仔細）」とある。

その中で、右訓の「りゆ」は、「理由」が漢語として成立した証拠として、現段階で見出された最も古いものである。それに対して、左訓の「わけ」は、「理由」の意味を示すものである。「わけ」の意味について、「意味・内容」「事情・経緯」「原因」などがあるが、「くわしい事情。事のいわれ」の意を表す「講釈」の「シサイ」によれば、事情や経緯を表すものと思われる。

また、『いろは布告字引』に「理由」が収録されているということは、明治九年以前の布告に「理由」という語が用いられていたことを示している。そこで、明治九年（一八七六年）からさかのぼって、それ以前の大政官布告で探してみると、明治八年太政官の第九十三号布告「控訴上告手続」で「理由」の用例が発見された。以下のようにある。

(一) 第二十二條 判事審聽シ、若シ不當ナル上告ナリト決スル時ハ、何々ノ理由ヲ以テ上告ヲ受理セサルノ旨ヲ言渡スベシ（太政官第九十三号布告「控訴上告手続」、明治八年五月二十四日）

(二) 第二十五條 …而メ後ニ原告人上告理アリト決スルハ、何々ノ理由ヲ以テ原裁判所ノ裁判ヲ破毀スルニ付キ、更ニ某裁判所ニ於テ裁判ヲ受クヘキ旨、又ハ大審院ニ於テ裁判スヘキ旨ヲ言渡ス

へシ(同上)

(三) 第三十八條 ……上告不當、若クハ理  
ナシト決スル時ハ、理由ヲ付シタル判文ヲ原裁判所  
ノ書記局ニ發付シ、……處分セシム、其判文ハ、並ニ  
理由ヲ付スヘシ(同上)

ほかに、同年の司法省甲第十六号布達においても「理由」の用例  
が確認された。以下のようにである。

(四) 第二條 原告人ヨリ差出シタル訴状  
ノ取り下ケヲ願出ル時ハ取り下ケヲ為ス事ノ理由ヲ  
尋問シ原告人ニ於テ出訴スルノ權利ヲ抛棄スル事ヲ  
申立ルニ於テ原告人ヲシテ何々ノ理由ニ因リ出訴ス  
ル權利ヲ抛棄スル：(司法省甲第十六号布達、明治  
八年十二月十二日)

上記の用例における「理由」の用法は、今日における「控訴理  
由」や「判決理由」に近いものとみられる。現在では、法律用語  
としての理由は、「一定の判断又は決定をするに至った、そのよ  
りどころとなる具体的根拠<sup>⑧</sup>」と定義されているのだが、その概念  
が普及されていなかった明治初期には、「わけ」の意味を表す語  
とされているだけである。

一方、「控訴上告手続」以前の法令文には「理由」が見当たら  
ないが、その代わりに、「事由」の例があり、そして、同「控訴  
上告手続」においては「理趣」という語も用いられている。以下

のようである。

(五) 第三條 裁判上官府ヨリ人民へ對シ  
償還ス可キ條理アルトキハ其事由及ヒ裁判ノ見込ヲ  
具狀申稟ス可シ(明治七年司法省第二十四号達、九  
月二日)

(六) 第十五條 其上告状ハ、原告人の  
姓名貫籍、裁判ヲ得タル年月日ヲ記シ、上告ノ理趣  
ヲ明詳ニシ、及ヒ原裁判ノ當ヲ添フヘシ、(明治八  
年太政官第九十三号布告「控訴上告手続」、五月二  
十四日)

よって、法令文における「理由」は「控訴上告手続」から導入  
されたものと推測される。

## 2.2 なぜ中国古典にはないか

中国古典には、「理」は主に動詞「おさめる・おさまる」や名  
詞「すじ」「ことわり」として、「由」は主に動詞「よる」、名詞  
「よし」または前置詞「より」として用いられている。「理」か  
ら始まる漢語には、「理財(財を治める)」「理解(わかる)」「理  
論(筋道をたてて議論する)」などのように、「理」が動詞的な働  
きをするものが多い。それに対して、「由」を含む漢語には、「経  
由(経る)」「由緒(いわれ)」「由来(経り)」などのように、類  
義語素の並列のような構造を持つものが多い。「理」の動詞的意  
味「おさめる・おさまる」と「由」の動詞的意味「よる」に類義

関係がないため、正規の漢文においては、両者の組み合わせによる造語が成立しにくい。実際に、中国古典においては、語としての「理由」が存在せず、「理由乎心」(劉勰『滅惑論』、南朝梁)というような字面程度の例しか見当たらない。

また、「理趣(義理のおもむき)」「事由(事柄の原因)」のような修飾・被修飾構造を持つ古典語も存在することで、理論上、そのような構造を持つ「理由」なら成立できる。しかし、古代中国では、抽象的な概念である「理」は、よく言及されてきたが、「理」そのものの起源や由来について問われる場面が多くないと考えられる。それゆえに、「道理の起源」というようなものが概念化せず、結局、「理由」という語が現れなかった。

なお、前掲したように、明治初期の法令文には、「理由」が導入される前に、「理趣」と「事由」が用いられていた。その類義語として、「理由」は、「理趣」「事由」と同じような語構造を持つ可能性がある。

### 三 和習の影響

#### 3. 1 変体漢文における「理由」

「由」は、日本語においてよく「因」と並び「よる」と「よし」の漢字表記とされており、単独では一般的に「ヨシ」と訓読され、「いわれ」「わけ」の意を表す和語「よし」にあたるものである。そして、形式名詞として前方の修飾部を体言化させる機能を果たす場合もある。下記のように、古文書・古記録における「修理由」「有道理由」など、「和習」とされている。

(七) 神主不被致坎其勤、纔一所許仕修理由所申也、(後二条師通記、永長一年二月二日)

(八) 右、先年之比智禪得業有道理由申、

而如此事不知食案内、(東大寺文書 二十一・十六・

一六五八) 威儀師憲俊奉書、保安四年八月廿七日)

(九) 使聽曲理優免者只以耳、不可陳非理由、件季武成長自家者也、(『小右記』、寛仁二年一

〇月二日)

(一〇) 余、内大臣大納言齊信、參議公信

(藤原)・經通等申觀真理由、(『小右記』、治安三

年八月二二日)

(一一) 曲事之由、近日使者を以可申理由

申候也、(『上井覺兼日記』、天正一三年一二月二三

日)

(一二) 言語道断、不可然之段、寄々飯野

へ被仰通候、又々可被成其理由候、併期後喜候、恐々

謹言、(相良家文書 六六一「町田久部書状」、年代

不明)

山口佳紀(一九六六)では、「由」を和化漢文の形式名詞として取り上げ、その意味について「原因・理由」と「内容・趣旨」に大きく分け、奈良時代から平安時代にかけて「原因・理由」から「内容・趣旨」へ変化したと指摘している。鈴木恵(一九九五)では真福寺本『将門記』(天慶三年(九四〇)成立)を資料とし

て、「由」を含めて所用の形式名詞について考察し、「由」については主に「趣旨」「内容」を表す用法で、既述の内容を「〜ということ」の意を表す典型的なパターンも見えろという。

先行研究を踏まえれば、上記で取り上げた「理由」の例は、「由」の前に付いた「修理」や「有道理」が、明らかに一つの語または節であり、「由」は、ほとんど連体修飾を受けて形式名詞とされていると考えられる。

例えば、「參議公信(藤原)・經通等申觀真有理由」は「參議公信(藤原)・經通等は、觀真に理がある由(ということ)を申す」と書き下すことができる。また、修飾部に「可」がある場合、「由」の形式名詞の意味特徴がさらに顕著になる。例えば、前掲の「可申理由申候也」は、「理を申す可き由申しせうろうなり」とされる。

なお、内容・趣旨の意味を持つ「理由」は、中国古典にはないため、「和習」とみられるものである。

### 3.2 「理由之由」

修飾部を受けて形式名詞的な働きをする「理由」は、日本独自の表現ではなく、元来中国古典においても見られるものである。

ただし、「廢興之由(廢興の由)」「三国志・蜀書・許靖」や「臣伏尋亡叛之由、皆出於窮逼(臣伏して亡叛の由を尋ぬ。皆な窮逼より出る)」「宋書・羊玄保」のように、「由」とその連体修飾部の間に「之」を入れるのが一般的である。それに対して、変体漢文においては、文法的に破格であるものが多いため、「之」抜き現象がしばしば見える。ゆえに、比較的正規漢文の文法にした

がう文章においては、「理由之由」というような表現も見られるものである。

そこで、古文書・古記録<sup>10)</sup>において「理之由」の字面を集めてみると、「理由」よりも数多くの例を得た。次にその一部を挙げる。

(一三) 其分稱富新介にて彼方へ申理之由也、(『上井覺兼日記』、天正十一年十月二十五日)

(一四) 寺家之訴訟、無其理之由、既以顯

露也、豈可被尋百千之理非哉、(『東大寺文書』六・

一・二七二「伊賀在廳官人等連署解案」、保元三年

四月)

(一五) 去々年正月、滿寺衆徒一同、實円

重代得理之由、成宛文之子細、見于彼狀、(『東大寺

文書』六・一・一九〇「東大寺政所下文案」、文永

七年四月)

(一六) 昨日伝申閑白、被示有理之由、氣

色甚好、(『小右記』、長元一年七月六日)

(一七) 左大弁拔信理申文、余陳無理之由、

令人撰申内、其旨太長、不能具記、(『小右記』、長

徳二年九月四日)

(一八) 申出候する人、道理也とも、非義・

可行、況無理之由、公界の批判有といへ共、一身を

可失之由、申乱者あり、(相良家文書 二三四「相

良爲續同長兩代壁書案」 天文廿四年二月七日)

(一九) 今日以教円法眼令申了、只大方様

可被申道理之由相示了、〔小右記〕、万寿四年七月九日)

(二〇) 一日斉信卿(藤原)陳有道理之由、

衆人所許歎、〔小右記〕、長元一年八月二十五日)

(二一) 召兩方文書於官庭、被勘決理非之

尅、勘申当寺抱道理之由畢、而薬師寺猶依成鬱憤、

(東大寺文書 東南院文書之三・六五〇)「東大寺所

領相論文書案」、応保二年五月一日)

(二二) 去年為聞食件節被仰諸司可修理之

由、〔九曆〕、天慶七年五月五日)

このように、「有(道)理由」に対しての「有(道)理之由」、「修理由」に対しての「修理之由」などのように、「理由」に対応する「理由」が確認された。そして、「之由」は、「由」と同じように前方に位置する修飾部を体言化させる形式名詞とする場合が多い。例えば、「被仰諸司可修理之由」の書き下し文は「諸司修理すべき由を仰せられる」となる。変体漢文における「理由」は、「理之由」に由来したことが明らかである。

### 3. 3 「由」の意味

変体漢文における「(之)由」は、形式名詞のほかに、名詞として実質的な意味を持つものも存在する。まず、既出の「事由」は、日本語においては平安時代の前から用いられてきたもので、同じ意味を表す和語「ことのよし」もあるが、「事由」における「由」、または「ことのよし」における「よし」は、「わけ」の意

を表すものである。下記のように、変体漢文における「事(之)由」は、事柄の内容・詳細という意味を表すものとみられる。

(二三) 事及大夫、往古所未聞也、令奏事

由、〔貞信公記〕、延長二年十一月四日)

(二四) 為介藤原泰房等被訟告権門、事由

已為実造、依法断罪、〔石清水書五〕宮寺縁事抄

宇佐四、延喜十三年十二月廿九日)

(二五) 有所見、其体如何、予答不知其事

之由了、〔薩戒記〕、永享五年十一月五日)

次に、下記のように、「無由(よしない)」という表現があり、「由」は、原因や理由を表すものとみられる。

(二六) 今臣年来纏病痾、無由出仕、〔九

曆〕、天曆三年二月二十一日)

(二七) 然彼袖去去年只依件事旁無由之事

出来、(東大寺文書 十二・七・三六〇、天喜四年

十一月十一日)

また、前掲の「寺家之訴訟、無其理之由」という例文における「由」は、形式名詞として「その理無きよし(ということ)」と読むことができるが、「その理のよし無き」というように「理之由」という句の一部としても見られる。そのような「由」は、実質的な意味を持つものと考えられる。

そして、下記のように、「毎事称道理之由還去」という文においては、動詞の「還去（す）」に目的語が付かないため、「由」は、形式名詞ではなく動詞「称（える）」の対象語にあたる「道理之由」の一部になるしかない。書き下し文は「事ごと」に道理の由を称えて還去す」である。

(二二八) 若可申、以他申文可奏聞、示此等

雜事、毎事称道理之由還去、不注子細、有衆人聞事、

〔御堂閔白記〕、寛弘三年七月十五日)

さらに、下記のように、「条」を形式名詞として、「理ヲ申スベキ由（ノ）条」と読む場合、形式名詞が二重になるため、違和感が生じてくる。それに対して、上記の「道理之由」のように「由」を「理之由」の一部として見れば、「理之由ヲ申スベキ条」となつて、より自然に見える。実際に、前掲の「町田久部書状」の「又々可被成其理由候」という例は、「又々その理に成されるべきよしせうろう」よりも「又々その理のよしに成されるべきせうろう」としたほうが自然に見える。

(二一九) 座主にも可成事候へ共、何と成共

可然之様上意ニ可申理之由条、此儀ヲ元就公へ御目

懸処、〔柵守房頭手記〕、年代不明)

このように、従来の和化漢文に「(道) 理之由」という表現があることが判明した。その一部は、「之」を抜いて「理由」と書

かれることもあると思われる。

なお、明治初期の法令文に現れた「理由」と共通して、変体漢文における「理(之) 由」は、訴訟関係に用いられたり、「申(も)うす」や「陳(のべる)」などのような引用・伝達を表す動詞と共に起したりすることが多い。それは、当時、「道理」および「道理」を表す「理」は、「自分の側を正しいとする主張」や「物事についての個別的な筋道・正当性・論拠」の意でも用いられ、とりわけ訴訟など法律に関わる分野に多用されているからである。このように、「理(之) 由」における「由」は、「事由」における「由」と同じように内容・趣旨の意とし、「理(之) 由」は、筋道・主張の趣旨という意味で用いられたものとみられる。それは、近代まで使われていて、のちに成立した漢語「理由」の最初の意味にもなっていると考えられる。

#### 四 和訳の影響

##### 4. 1 『萬法精理』において

「理由」が訳語として用いられた比較的古いものは、和訳洋書の『萬法精理』(二八七五～七六)である。それは、何礼之が一七四八年に刊行されたモンテスキウ(Montesquieu, 1689-1755)著『法之精神』(De l'Esprit des Loix)の一七五〇年版の英訳(The Spirit of Laws)を翻訳したものである。

ここで、訳語としての「理由」の実態を考察するために、『萬法精理』における「理由」の用例および英語原文を(便宜上第一章から第十五章を考察範囲として)集めてきた。以下のようにあ

(三〇). 故ニ奴隸制ヲ許可スル處ノ政府ニ在テハ主人ノ罪惡ヲ上告セシムルモ其理由ナキニアラサルヘシ(『萬法精理』卷之十二 第十五回)

it is natural, therefore, that, in a government where there are slaves, they should be allowed to inform:

(三一). 而モ公然ト之ヲ法廳ノ規律ニ率テ上呈スルヲ好ムサルトキハ法律ヲ恐ル、理由アリト判断シ(『萬法精理』卷之十二 第二十四回)

But, if they are unwilling to leave the laws open between them and the accused, it is a presumption they have reason to be afraid of them.

(三二). 若シ其理由ニ週ル時ハ則チ以テ益々前論ノ誣ユ可ラサルヲ保証スルニ足ラン(『萬法精理』卷之十三 第十二回)

but the particular reason for that exemption is well known, and even confirms what I have advanced.

(三三). 何等ノ見點ヨリ觀察ヲ下スモ此動物ヲ人視スルノ理由ヲ得可カラズ

It is impossible for us to suppose these creatures to be men.

(三四). 斯ル邦土ニ於テ此ノ如キ奴隸制ヲ設クルモ稍ク其理由アルニ庶幾シトス

(There are countries...) slavery is there more

上記のように、「理由」は、十二巻の第十五回から最初に見え、「should be allowed to inform」の訳語として「上告セシムルモ其理由ナキニアラサルヘシ」とある。その時は、まだ特定の語彙の対訳語ではないが、同十二巻の第二十四回から「reason」の訳語としている。『萬法精理』の十二巻は、明治九年の一月に刊行されたものである。それに対して、「理由」という語は、前掲の通り、明治八年五月にすでに大政官布告に現れているため、その後、法学書の『萬法精理』に導入されてきたと推測される。

また、同書に、「reason」は「理由」のほか何と訳されたのかという疑問が生じてきたが、調査によると、「道理」や「理」ともなる。

(三五). 英人ノ自主權ノ爲メニ劬勞尽瘁セシハ萬々止ム可ラサル道理アルコトニテ(『萬法精理』卷之二 第四回)

They have a great deal of reason to be jealous of this liberty

(三六). 彼ノ人種ノ一人政治(君立)ノ下ニ住ム職トシテ此理ニ由ル(『萬法精理』卷之七 第四回)

...for which reason they live under the government of one person.



なお、上記に現れた「理由無キ」「理由アリ」というような表現は、変体漢文における「無理(之)由」「有理(之)由」に由来したものと思われる。漢語「理由」が和習の「理(之)由」によるものという結論が再認できた。

#### 4. 2 『立法論綱』において

ほかに、「理由」の出典に、比較的早期のものとして、明治十一年(一八七八)に成立した『立法論綱』がある。これはイギリス人ベンサム (Jeremy Bentham, 1747~1832) の著「Principles of Legislation」<sup>(32)</sup> の島田三郎による和訳である。その巻一(第一篇)〈第五篇〉における「理由」の用例およびその英語原文を探してみると、次のようであった。

(三七). 然ル乎請ウ之ニ興スルノ各人ニ向テ其理由ヲ問ヘ其感情ト主義トハ人々甚ダ相異ナルヲ見ントス(ベンサム 原著、島田三郎 訳)『立法論綱』巻三 第十一篇、一八七八)

Ask his reasons of every man who assents, and you will see a strange diversity of sentiments and principles;

(三八). 此主義ハ唯其感情ヲ以テ是非ヲ私断スルノ外曾テ之ヲ断スル所以ノ理由ヲ説明セザル者ニシテ(『立法論綱』巻一 第三篇)

The principle consists in approving or blaming by sentiment, without giving any other reason for the

decision except the decision itself.

(三九). 然レバ誰一人トシテ膽敢ニ「予ハ汝ニ請フ予ノ思考スル如ク思考セヨ而シテ予ヲ煩スニ其理由ヲ説明スルノ勞ヲ以テスル、勿レ」ト公言スル狂者アラザルナリ(『立法論綱』巻一 第三篇) No man, therefore, is bold enough to say openly, "I wish you to think as I do, without giving me the trouble to reason with you."

(四〇). 故ニ此作者ハ「プリンス」ニ載録スル所ノ法語ノ危険ナルヲ指摘シ又不信ハ不利ナル理由ヲ辨明シ以テ該書ヲ駁シタリ(『立法論綱』巻一 第五篇)

He refutes the Prince by making it appear that its maxims are fatal; and that bad faith is bad policy.

(四一). 世人ガ盛稱スル徳義ノ諸行ヲ以悉皆之ヲ幸福ト凶害トノ比較算計ニ歸著セシムルヤ難キアラズ而シテ今其理由ノ結果ヲ以テ徳義ヲ評シ簡易明白ナル方法ヲ以テ徳義ヲ解スルモ決シテ其徳義ノ位格ヲ低下シ又其勢力ヲ減損スルニ至ルノ理アル「無キナリ(『立法論綱』巻一 第五篇)

It is easy to reduce to a calculation of good and of evil all the acts of the most exalted virtue; and virtue is neither degraded nor weakened by being represented as an effect or reason, and being explained in a simple and intelligible manner.

(四二) 此ノ徒ハ人ヲ視ル「百依百隨ノ奴隸ノ如クシ理由ヲ辯知セシメズシ唯其指令ニ是從ハシムル所ノ或ル專斷主義ヲ以テ之ニ代用セントスル者乎」(『立法論綱』卷一 第五篇)

Will you substitute for it some despotic principle, which orders men, like passive slaves, to act so and so, without knowing why?

例示したように、『立法論綱』における「理由」は、主に「reasons-」の訳語として使われていることが判明した。ほかに、内容によって「理由ヲ辨明(ス)」「理由ヲ辯知(ス)」のよりに共起する動詞とともに、動詞的な表現である「refutes-」「knowing why?」に「しんるんじゆめあ」。

#### 4. 3 「reason」の語源

「reason」の訳語について、先行の英和辞典では『英和对訳袖珍辞書』に「Reason, s. 道理、才智、神妙ナル」、位置、根源」とあり、『附音挿図英和字彙』に「Reason, r. 縁故(ワケ)、道理(ダウリ)、條理(スジアヒ)、才智(サイチ)、正(セイ)理、公平(コウヘイ)、正直(チヨク)」とある。「理由」は、元々「reason」の訳語とされていない。上記の訳語のうち、「道理」「根源」「縁故」は日本語の古典漢語でもあり、以前の考察によつて、「道理」「縁故」を含めて「才智」や「神妙ナルコト」などが蘭和辞典に由来することが明らかになっている。

一方、日本の洋学に大きな影響を与えた英華字典では、モリソ

ン『英華字典 a dictionary of the Chinese language』(一八一五～二二)には「The power of right ratiocination conferred by heaven 天所賦之正理 Cause, ground principle 原由「縁故」原因」メドハースト『英華字典 Chinese and English dictionary』(一八四七～四八)には「cause 縁故、爲、原由、原因、因縁 right principles 釐、道理、正理」ロフシャイド『英華字典 English and Chinese dictionary』(一八六六～六九)には「ground or cause of opinion 縁故、故、因、以、因由、原由、來由 principle 理、道理、正理、釐」とある。この中で、「ground/cause」の意を表す場合は「由」「原」「因」の語素が、「principle」の意を表す場合は「理」の語素が用いられることが比較的多く見られる。それによつて、「reason」の訳語として「ground/cause」と「principle」の両方の意を表すことが出来るものが理想的だと考えられる。語素「由」と「理」を兼有する「理由」がそのようなものである。それに対して、仏典に「道理因縁」(『大寶積經』)といったような表現が見られるが、道理・原因の両方の意を持つ古典漢語はない。

実際に、明治時代には、文明開化の新しい時代にあわせて、とりわけ新概念に当てるには、「道理」や「因縁」といった古臭い漢語よりも、新しい感じのする語が選ばれる傾向があった。それゆえに、「理由」は「reason」の主な訳語として次第に定着していった。

また、『萬法精理』においては、「cause」が「原由」と、「principle」が「原理」と訳されている。「reason」の訳語として「理由」が用いられているのは、「原理」と「原由」の合成

語にも見えるからとも考えられる。その場合、「理由」の語構成については、変体漢文における「理(之)由」とは異なり、「理」と「由」の並列構造と捉えられる。形態の面では変わっていないとはいえ、意味構造が違っている。

なお、『哲学字彙』には、「理由」が「rationale」の訳語として収録されている。「rationale」については、「reason」と類義関係にあり、現代では「合理的根拠。論理的理由」を指すが、ロブシャイド英華字典には「理論之事」とある。井上氏がその訳を参考として「理由」を採用したとすれば、「理論」に「理」を、「事」に「由」を当てるというような構想で、変体漢文における「理由」と同じように連体修飾のものと思われる。ただし、「理由」という語が定着した現代では、「reason(道理、根拠)」の意から派生したものとされるのが一般的であろう。

## 五 おわりに

このように、和製漢語「理由」は、変体漢文に「理(之)由」という語源があり、のちに漢語化して、明治初期の法令文に新語として導入され、さらに『萬法精理』や『立法論綱』などの和訳洋書において英語「reason」などの訳語として用いられ、道理(根拠)・原由の意を表す一般語彙として次第に定着してきたものである。

語源にあたる「理(之)由」は、趣旨・内容の意を表す「由」に道理・主張の意を表す「理」が付くという構造を持ち、中国古典にはない「和習」である。「理由」という組み合わせが語とし

て成立したのも、和習の結果である。そして、「理由」を「reason」の概念に当てるは、「reason」の意味要素にあたる「principle(道理・原則)」と「cause(原因・原由)」の両方を表すことができるからとみられる。和訳に用いられたことによって、「理由」の意味構造には、連帯修飾構造から並列構造という変化も起きている。総じて、「理由」の成立について、和習は主として形態の面に、和訳は意味の面に影響を与えている。

なお、今回の研究対象である「理由」は、既存の和製漢語を借用・転用して新概念に当てたもので、和習・和訳の両方の影響を受けているが、新概念に当てるために新しく造ったものの場合、和習の影響が見られるかどうかについて、まだ考察する余地がある。今後の課題としたい。

## 注

- (1) 沖森卓也編著『日本語史概説』(朝倉書店、二〇一〇)参照。
- (2) 郷文君「原因・結果を表す漢語についての研究」、立教大学文学研究科博士論文、二〇一七。
- (3) 陳力衛(二〇二二)によって、和製漢語を判別する物差しは形態と意味の二つの側面がある。本稿では、「形態からみて漢字の表意性と造語力を生かして、日本語の中で独自に造った、中国本土にない新しい形や組み合わせ」を和製漢語と呼ぶ。
- (4) 『日本国語大辞典』によれば、字音語素「理」は「すじみち。ことわり。さまじり。わけ」の意を、「由」は「よりどころ。わけ」の意を表すものである。「理由」の語構成については「類義結合」とされている。
- (5) 『日本語史概説』(二〇一〇)によれば、「和習」(和臭)と

も)とは、「漢文には通常用いない言い回しや、漢語の本来の意味ではなく日本側で変化させて用いる場合の言い方」のことである。

(6) 文部省編纂局『百科全書』92冊。一八七三(明治六年)〜一八八四(明治十七年)。W.R. Chamber's "Information for the People" V2, 1868, Lon-don の訳を参照。

(7) 高野(二〇〇四)では文系の語彙について考察する際に「経済論 Political Economy」「論理学 Logic」「修辞及華文 Rhetoric and Belles-Lettres」「言語学 Language」を用いている。「理由」が「修辞及華文(菊池大麓訳一八七九(明治十二年))」と「言語学(大槻文彦訳一八八四(明治十七年))」で現れている。そして、「修辞及華文」には、「人ノ法律ニ服従セサルヘカラルノ理由ハ因ヨリ(英語原文: To these obedience must be rendered on many grounds:)」とある。

(8) 『法律用語辞典(第四版)』(有斐閣、二〇一二年、ジャパン・レックス二〇一三年公開)参照。

(9) 「理、心に由る」との意味や、「理」が名詞としての「由」が動詞として用いられている。

(10) 東京大学史料編纂所データベース <http://www.vap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> (二〇一八年一〇月)における「古記録フルテキストデータベース」「古文書フルテキストデータベース」参照。

(12) 原著はフランス語の「Principes de Legislation」で、シヤムの友人であるフランス人 Etienne Dumont によって編集された「Traité de législation civile et pénale」(1802) である。第1巻の「収録されたもの」。「Traité de législation civile et pénale」のシヤムにキギリス人 Richard Hildreth によって「The theory of legislation」(1840) として英訳された。

「Principles of legislation」は、「The theory of legislation」の第一巻に該当する。

(13) 『和蘭字彙』に「oorzaak 根本又起リ又起ル事・緣故」「reden 道理ノ辨ヘ・理・訳筋ノ言ヒ立」「verstand 才智」「bijljkheid 神妙ナル事」とある。

### 参考文献

沖森卓也 『日本語史概説』、朝倉書店、二〇一〇  
佐藤喜代治 「漢語の源流——「方法精理」の訳語について」  
『文芸研究』六十、一九六八  
「方法精理」の訳語について「統一」『国語学研究』  
十、一九七〇

鈴木恵 「和化漢文における時の形式名詞について」 鎌倉時代語研究会『鎌倉時代語研究』巻十八、武蔵野書院、一九九五

高野繁男 『近代漢語の研究——日本語の造語法・訳語法』、明治書院、二〇〇四

陳力衛 「和製漢語と中国語」『お茶の水女子大学比較日本学教育研究センター研究年報』第八号、二〇一一年

森岡健二 『改訂近代語の成立 語彙編』、明治書院、一九九一  
山口佳紀 「今昔物語集の文体基調について——「由(ヨシ)」の用法を通して——」『国語学』第六十七集、一九六六

(著者) おんぐん 中国人民大学講師

### Acknowledgment

This work was supported by the Fundamental Research Funds for the Central Universities, and the Research Funds of Renmin University of China.